

一般競争入札の公告

高知工業高等専門学校において、下記のとおり高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務の請負について一般競争入札に付します。

1 一般競争入札に付する事項

- (1) 請負等件名及び数量 高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式
- (2) 調達案件の仕様等 別紙2 自家用電気工作物保安管理業務仕様書のとおり
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日
- (4) 履行場所 高知県南国市物部乙200番1 高知工業高等専門学校（校舎地区）
高知県南国市物部乙200番2 高知工業高等専門学校（寄宿舍地区）
- (5) 入札方法

入札は総価とする。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和3年度に四国地域の「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」のA等級、B等級、C等級若しくはD等級に格付けされている者であること。
- (3) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 申請書を提出できる者は、次に掲げる要件を満たす者であること。
 1. 電気事業法施行規則第52条の2及び経済産業省告示第249号の要件に該当する事業者で、県内に事務所又は営業所を持ち、本業務の履行に際して「保安業務従事者」を10名以上を定め、その中から事業場ごとに「保安業務担当者」を1名以上定められる者であること。
(注) 保安業務従事者は、電気事業法施行規則第52条の2第1項第2号のイによる。
保安業務担当者は事業場ごとに保安業務従事者の中から定める。保安業務担当者及び保安業務従事者は、申請者の役員または従業員であること。また、各事業場を兼務しても構わない。
 2. 審査基準日（令和3年4月1日）の前日において1年以上の自家用電気工作物の保安監理業務実績を有する者であること。
 3. 委託対象事業場に1時間以内で到達できること。
- (5) 高知県に本店、支店又は営業所が所在すること。

3 競争入札執行の日時及び場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書を交付する場所及び問い合わせ先
郵便番号 〒783-8508
所在地 高知県南国市物部乙200番1
機関名 高知工業高等専門学校 総務課施設係
電話番号 (088) 864-5616
- (2) 入札説明書の交付方法 本公告の日から上記3の(1)の交付場所で交付する。
- (3) 関係書類の提出期限及び場所 令和3年3月8日（月）15時00分
高知工業高等専門学校 総務課施設係
- (4) 競争入札執行の日時及び場所 令和3年3月11日（木）14時00分
高知工業高等専門学校 管理棟2階 小会議室

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争に参加を希望する者は、競争参加資格の確認のための書類及び本公告に示した請負を履行できることを証明する書類を関係書類の提出期限までに提出しなければならない。

入札者は、競争入札執行の日の前日までの間において、本校から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書、その他入札説明書による。

(5) 契約書作成の要否 要

(6) 落札者の決定方法

本公告に示した業務を履行できると本校が判断した入札者であって、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 独立行政法人に係る契約の公表

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。これに基づき、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。(この事項の詳細は入札説明書による)

なお、契約の締結をもって同意されたものとする。

(8) その他

- ① この一般競争に参加を希望するものは、入札書の提出時に、契約担当役が別に指定する暴力団員等に該当しない旨の誓約書を提出すること。
- ② 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときは、当該者の入札書を無効とする。
- ③ 本件の入札に関する必要事項については、入札説明書によるものとする。

令和3年2月17日

独立行政法人国立高等専門学校機構
高知工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 竹島 隆文



入札説明書

高知工業高等専門学校^の請負契約に係る入札公告（令和3年2月17日付け）に基づく入札等については、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第34号）、独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則（独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号）（以下「契約事務取扱規則」という。）及び入札公告に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当役等

- (1) 契約担当役
高知工業高等専門学校 事務部長 竹島 隆文
- (2) 所属部局名 高知工業高等専門学校
- (3) 所在地 〒783-8508 高知県南国市物部乙200-1

2 請負内容

- (1) 請負件名及び数量 高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式
- (2) 請負件名の特質等 詳細は、別紙2自家用電気工作物保安管理業務仕様書による。
- (3) 契約期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日
- (4) 履行場所 高知県南国市物部乙200番1 高知工業高等専門学校（校舎地区）
高知県南国市物部乙200番2 高知工業高等専門学校（寄宿舎地区）
- (5) 履行内容 別紙2自家用電気工作物保安管理業務仕様書による。
- (6) 入札方法

落札者の決定は、最低価格落札方式をもって行うので、

- ① 競争加入者又はその代理人（以下「競争加入者等」という。）は、請負代金又は物品代金の前金払の有無、前金払の割合又は金額、部分払の有無又はその支払回数等の契約条件を別紙3請負契約書（案）及び契約事務取扱規則に基づき十分考慮して入札金額を見積るものとする。また、購入等物品の本体価格のほか、輸送費、保険料、関税及び別紙2自家用電気工作物保安管理業務仕様書等に規定するもの等、納入（貸付）に要する一切の諸経費を含め入札金額を見積るものとする。
 - ② 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。ただし、単価契約の場合除く。）をもって落札価格とするので、競争加入者等は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約金額の110分の100に相当する金額を記載した入札書を提出しなければならない。
 - (7) 入札保証金及び契約保証金 免除
- ### 3 競争参加資格（該当事項は、必要書類の種類及び部数を指定した別紙1による。）
- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
 - (2) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第5条に規定される次の各号のいずれかに該当し、かつ、その事実があった後2年を経過していない者（これを代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。）は、競争に参加する資格を有さないものとする。
 - ① 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
 - ③ 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
 - ④ 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
 - ⑤ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者

- ⑥ 前各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者
- (3) 未成年者（婚姻若しくは営業許可を受けている者を除く。）、成年被後見人、非保佐人及び被補助人並びに破産者で復権を得ない者は、競争に参加する資格を有さないものとする。
なお、未成年者、被保佐人及び被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている場合は、これに当たらない。
- (4) 国の競争参加資格（全省庁統一資格）において、令和3年度に四国地域の「役務の提供等（建物管理等各種保守管理）」のA, B, C若しくはD等級に格付けされている者であること。
なお、競争参加資格を有しない競争加入者は、速やかに資格審査申請を行う必要がある。競争参加資格に関する問い合わせ先は、次のとおり。
〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1
高知工業高等専門学校 総務課施設係
TEL：088-864-5616 FAX：088-864-5617
E-Mail：shisetsu@jm.kochi-ct.ac.jp
- (5) 高知県に本店、支店又は営業所が所在すること。
- (6) 次に掲げる基準を満たす業務責任者を当該業務に配置できること。
・別紙2自家用電気工作物保安管理業務仕様書7.(2)①および②による。
- (7) 入札公告において、法令等の定めによる許認可等に基づいて営業を行う必要がある者から調達する場合にあっては、その許認可等に基づく営業であることを証明した者であること。
- (8) 入札公告において、日本工業規格を指定した場合にあっては、当該規格の物品を納入（貸付）できることを証明した者であること。
上記以外の規格を指定した場合も上記に準じて証明した者であること。
- (9) 入札公告において、特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合にあっては、これらの物品を納入（貸付）できることを証明した者であること。
- (10) 入札公告において、研究開発の体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (11) 入札公告において、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることとした場合にあっては、当該体制が整備されていることを証明した者であること。
- (12) 製造請負契約においては、製造物品に関する技術水準が高く、かつ製造実績があることを証明した者であること。
- (13) 公正性かつ無差別性が確保されている場合は除き、本件調達の仕様の策定に直接関与していない者であること。
- (14) 競争参加資格の審査が競争入札執行の日時まで終了した者又は資格を有すると認められた者であること。
- (15) 本件調達の入札において、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」（昭和22年法律第54号）を行った者でないこと。
- (16) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第6条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。
- (17) 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (18) 次に掲げる法人等は、競争入札に参加することができない。
① 役員等に、暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がいる法人等
② 暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与している法人等
③ 役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしている法人等

- ④ 役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与している法人等
- ⑤ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に避難されるべき関係を有している法人等
- ⑥ 役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどをしている法人等

4 入札書の受領期限、競争入札執行の日時及び場所等

- (1) 競争参加資格の確認のための書類、入札公告及び入札説明書に示した業務の履行ができることを証明する書類の提出期限及び提出場所、契約条項を示す場所並びに問い合わせ先

書類の提出期限 令和3年3月8日 15時00分

〒783-8508 高知県南国市物部乙200番1

高知工業高等専門学校 総務課施設課係 谷口

TEL : 088-864-5616 FAX : 088-864-5617

E-Mail : shisetsu@jm.kochi-ct.ac.jp

- (2) 入札書の受領期限（郵便により提出する場合）

令和3年3月10日 15時00分（受領期限までに必着のこと。）

※ただし、直接提出の場合は入札当日の持参とする。

- (3) 入札説明会の日時及び場所

該当なし

- (4) 競争入札執行の日時及び場所

令和3年3月11日 14時00分 高知工業高等専門学校 管理棟2階 小会議室

（競争加入者等は、入札開始時刻の15分前までに到着し、その旨を係員に届け出ること。）

- (5) 入札書の提出方法

- ① 競争加入者等は、別紙2 自家用電気工作物保安管理業務仕様書、別紙3 請負契約書（案）等を熟覧のうえ入札しなければならない。この場合において、当該仕様書等に疑義がある場合は、上記4の(1)に掲げる者に説明を求めることができる。

ただし、入札後別紙2 自家用電気工作物保安管理業務仕様書についての不知又は不明を理由として異議を申し出ることはいできない。

- ② 競争加入者等は、競争入札執行時に配布する別紙様式の入札書に次に掲げる事項を記載し、直接又は郵便により提出するものとする。

直接に提出する場合は封書に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和3年3月11日開札[高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式]の入札書在中」と朱書しなければならない。

(ア) 請負件名

(イ) 入札金額

(ウ) 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印（外国人の署名を含む。以下同じ）

(エ) 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印

- ③ 郵便（書留郵便に限る。）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和3年3月11日開札[高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式]の入札書在中」と明記し、中封筒の封皮には直接提出する場合と同様に氏名等を明記し、前記4の(1)宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。

なお、テレックス、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

- ④ 競争加入者等は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしておかなければならない。
 - ⑤ 競争加入者等は、その提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。
- (6) 入札の無効
- 入札書で次の各号の一に該当するものは、これを無効とする。
- ① 入札公告及び入札説明書に示した競争参加資格のない者の提出したもの
 - ② 請負又は供給物品名及び入札金額のないもの
 - ③ 競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印のない又は判然としないもの
 - ④ 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印のない又は判然としないもの（記載のない又は判然としない事項が、競争加入者本人の氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）又は代理人であることの表示である場合には、正当な代理であることが代理委任状その他で確認されたものを除く。）
 - ⑤ 請負又は供給物品名に重大な誤りのあるもの
 - ⑥ 入札金額の記載が不明確なもの
 - ⑦ 入札金額の記載を訂正したものでその訂正について印の押していないもの
 - ⑧ 入札公告及び入札説明書において示した入札書の受領期限までに到達しなかったもの
 - ⑨ 入札公告及び入札説明書に示した競争加入者等に要求される事項を履行しなかった者の提出したもの
 - ⑩ 競争参加資格の審査が競争入札執行の日時までには終了しないとき又は資格を有すると認められなかったときのもの
 - ⑪ 独占禁止法に違反し、価格又はその他の点に関し、公正な競争を不法に阻害したと認められる者の提出したもの（この場合にあつては、当該入札書を提出した者の名前を公表するものとする。）
 - ⑫ その他入札に関する条件に違反したものの
- (7) 入札の延期等
- 契約担当役は、競争加入者等が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であつて、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを廃止することがある。
- (8) 代理人による入札
- ① 代理人が入札する場合は、入札時までに代理委任状を提出しなければならない。
 - ② 競争加入者等は、本件調達に係る入札について他の競争加入者の代理人を兼ねることができない。
- (9) 開札
- ① 競争入札執行場所には、競争加入者等並びに入札事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）以外の者は入場することはできない。
 - ② 競争加入者等は、競争入札執行時刻後においては、競争入札執行場所に入場することはできない。
 - ③ 競争加入者等は、競争入札執行場所に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ、身分証明書を提示しなければならない。この場合、代理人が上記4の(8)の①に該当する代理人以外の者である場合にあつては、代理委任状を提出しなければならない。
 - ④ 競争加入者等は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認める場合のほか、競争入札執行場所を退場することはできない。
 - ⑤ 競争入札執行場所において、次の各号の一に該当する者は当該競争入札執行場所から退去させる。
 - (ア) 公正な競争の執行を妨げ又は妨げようとした者
 - (イ) 公正な価格を害し又は不正の利益を得るために連合をした者
 - ⑥ 開札は、競争加入者等を立ち合わせて行う。ただし、競争加入者等が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。
 - ⑦ 開札をした場合において、競争加入者等の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、立ち会わない競争加入者等は、入札を辞退したものと見なす。

5 その他

(1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨

(2) 競争加入者等に要求される事項

- ① この一般競争に参加を希望する者は、納入（貸付）又は履行ができることを証明する書類を、上記3の競争参加資格を有することを証明する書類（以下「競争参加資格の確認のための書類」という。）とともに、上記4の(1)の提出期限までに提出しなければならない。
- ② 競争加入者等は、競争入札執行日の前日までの間において、契約担当役から納入（貸付）又は履行ができることを証明する書類及び競争参加資格の確認のための書類その他入札公告及び入札説明書において求められた条件に関し、説明を求められた場合には、競争加入者等の負担において完全な説明をしなければならない。
- ③ 競争加入者等又は契約の相手方が本件調達に関して要した費用については、すべて当該競争加入者等又は契約の相手方が負担するものとする。

(3) 競争参加資格の確認のための書類及び納入（貸付）又は履行ができることを証明する書類

- ① 競争参加資格の確認のための書類及び納入（貸付）又は履行ができることを証明する書類は別紙1により作成する。
- ② 資料等の作成に要する費用は、競争参加者等の負担とする。
- ③ 契約担当役は、提出された書類を競争参加資格の確認並びに入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負を履行できるかどうかの判断以外に競争加入者等に無断で使用することはない。
- ④ 一旦受領した書類は返却しない。
- ⑤ 一旦受領した書類の差し替え及び再提出は認めない。
- ⑥ 競争加入者等が自己に有利な評価を受けることを目的として虚偽又は不正の記載をしたと判断される場合には、入札公告及び入札説明書に示した物品を納入又は請負を履行できるかどうかの判断の対象としない。

(4) 落札者の決定方法 最低価格落札方式とする。

- ① 上記4の(1)に従い書類・資料を提出した競争加入者等であって、上記3の競争参加資格及び入札説明書において明らかにした要求要件をすべて満たし、当該競争加入者等の入札価格が独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第16条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った競争加入者等を落札者とする。
- ② 落札者となるべき者が二人以上あるときは、直ちに当該競争加入者等にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。また、競争加入者等のうちくじを引かない者があるときは、入札執行事務に関係ない職員がこれに代わってくじを引き落札者を決定するものとする。
- ③ 入札公告において特定銘柄物品名又はこれと同等のものと特定した場合において、競争加入者等からの同等のものを供給するとの申し出により応札物品内訳書を受領した場合で、競争加入者等から提出された資料等に基づき競争入札執行日の前日までに同等の物品であると判断した場合にのみ当該者の入札書を落札決定の対象とする。
- ④ 製造請負契約について、契約の対象方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることがある。
- ⑤ 契約担当役は、落札者を決定したときは、その日の翌日から7日以内に、落札者を決定したこと、落札者の氏名及び住所並びに落札金額を、落札者とされなかった競争加入者等に通知する。
- ⑥ 落札者が、指定の期日までに正当な理由なく契約書の取り交わしをしないときは、落札の決定を取り消すものとする。

(5) 手続きにおける交渉の有無 無

(6) 契約書の作成

- ① 競争入札を執行し、契約の相手方が決定したときは、契約の相手方として決定した日から7日以内（契約の相手方が遠隔地にある等特別の事情があるときは、指定の期日まで）に契約書の取り交わしをするものとする。
 - ② 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③ 上記②の場合において、契約担当役が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④ 契約担当役が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。
 - ⑤ 提出された入札機器の技術仕様等について、すべて契約書にその内容を記載するものとする。
- (7) 支払条件
代金の支払いは、別紙3請負契約書（案）に定めるとおりとする。
- (8) 契約金額の内訳書
契約担当役が必要と認める場合、落札者は、落札決定後速やかに内訳書を提出するものとする。
- (9) 請負件名の検査等
- ① 落札者が提出した業務の履行ができることを証明する書類の内容は、別紙2仕様書等と同様にすべて業務検査等の対象とする。
 - ② 業務検査終了後、当該物品を使用している期間中において、落札者が提出した納入（貸付）又は履行ができることを証明する書類について虚偽の記載があることが判明した場合には、落札者に対して損害賠償等を求める場合がある。
- (10) その他詳細規定
- ① 機構の会計規則等は下記による。

会計規則（機構規則第34号）	別紙参考資料1
契約事務取扱規則（機構規則第41号）	別紙参考資料2
 - ② 独立行政法人に係る契約の公表
 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成22年12月7日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行うこと。
 なお、契約の締結をもって同意されたものとする。
 ※ 詳細については別紙参考資料3を確認のこと。
 - 1) 公表の対象となる契約先
 次のいずれにも該当する契約先
 - ・当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること。
 - ・当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること。
 - 2) 公表する情報
 上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。
 - ・当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構OB）の人数、職名及び当機構における最終職名
 - ・当機構との間の取引高
 - ・総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨 【3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上】
 - ・一者応札又は一者応募である場合はその旨
 - 3) 当方に提供していただく情報

- ・契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ・直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

別紙 1	競争参加資格の確認のための書類及び業務の履行ができることを証明する書類
別紙 2	仕様書
別紙 3	契約書(案)
別紙様式 1	入札書
別紙様式 2	委任状
別紙様式 3	競争参加資格に関する誓約書
参考様式 1	管理運営体制証明書
別紙参考資料 1	独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則
別紙参考資料 2	独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則
別紙参考資料 3	独立行政法人の契約に係る情報の公表について

別紙 1

競争参加資格の確認のための書類及び業務の履行ができることを証明する書類

1. 競争参加資格の確認のための書類

- (1) 令和3年度（平成33年度）の一般競争~~（指名競争）~~参加資格の資格審査結果通知書
（全省庁統一資格等）の写し …… 1部
- (2) 法令等の定めによる許認可等に基づいて業務を行う必要がある場合にあっては、その許可書の写し …… 1部
- (3) 入札説明書3の競争参加資格(1)，(2)及び(17)，(18)に抵触しない者であることを誓約した書類（別紙様式3） …… 1部

2. 業務の履行ができることを証明する書類

- (1) 会社概要 …… 1部
- (2) 契約実績 …… 1部
- (3) 参考見積書 …… 1部
- (4) 保安業務従事者名簿（当該業務に必要な資格及び免状の写しを添付すること） …… 1部
- (5) 運営管理体制（緊急時連絡体制、事故が発生した場合の代替業務確保等のバックアップ体制を含む） …… 1部

（注1）上記提出書類の他、補足資料の提出を求める場合がある。

（注2）1.の(1)について、新年度以降の資格審査手続き中の場合は、現年度の資格審査結果通知書の写しに、新年度手続き中であることが確認できる書類を添えての提出でも可とする。

別紙 2

自家用電気工作物保安管理業務仕様書

1. 請負の表示

高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式

2. 目的

本仕様書は、高知工業高等専門学校が設置した施設に係る電気設備(以下、「設備」という。)の自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安を確保するための保安管理業務に関する外部委託について必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。

3. 委託対象電気工作物

- ・高知県南国市物部乙200番1 高知工業高等専門学校(校舎)
- ・高知県南国市物部乙200番2 高知工業高等専門学校(寄宿舎)
- ・別紙「付表」のとおり

4. 委託期間 令和3年4月1日 から 令和6年3月31日 まで

5. 用語の定義

仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1)「委託者」(以下「甲」という。)とは、高知工業高等専門学校をいう。
- (2)「受託者」(以下、「乙」という。)とは、業務の実施に関し、委託者と委託契約を締結した個人事業者もしくは、電気保安法人(以下、「法人」という。)をいう。
- (3)「電気管理技術者」とは、個人事業者であって保安管理業務を担当する者をいう。
- (4)「保安業務従事者」とは、法人との雇用契約がある従業員であり、委託契約の承認申請に係る事業場(以下、「申請事業場」という。)の保安管理業務に従事する者をいう。
- (5)「保安業務担当者」とは、保安業務従事者であって申請事業場を担当する者をいう。
- (6)「契約書」とは、自家用電気工作物の保安管理業務に関する請負契約書をいう。
- (7)「仕様書」とは、業務の指示事項等を定める図書をいう。

6. 経営の状況等

(1) 電気保安管理業務契約状況

「乙」は、本契約分も含み電気保安管理業務契約事業場の換算点数(「経済産業省告示249号第3条」による)が電気事業法施行規則第52条第2項に定める条件を満足すること。

(2) 実績及び入札参加資格

「乙」は、中国四国産業保安監督部長の保安管理業務外部委託承認(平成15年12月31日以前は、「主任技術者不選任承認」)を受けて、連続して3年以上電気保安管理業を営んでいること。

7. 提供する役務の品質保証

(1) 個人事業者における品質保証

「乙」は、電気事業法施行規則第52条の2第1号に規定する要件を満足し、かつ保安管理業務のみを専従とする電気管理技術者であること。

(2) 法人における品質保証

「乙」は、保安管理業務等について、電気事業法施行規則第52条の2第2号ニに規定される下記の事項を明確にしたマネジメントシステムを構築し、レビューを実施していること。

- ① 電気事業法施行規則第52条の2第2号イに規定する要件を満足する資格を有し、かつ電気保安法人の従業員である保安業務従事者を選任すること。
- ② 保安管理業務の職務のみを専従とした保安業務担当者を選任すること。
- ③ 保安業務担当者が、他の保安業務従事者に、点検を行わせる場合は保安業務担当者と保安業務従事者は指揮命令関係にあつて、かつ点検・報告等の業務分担が明確となっていること。

(3) 損害賠償の能力

「乙」はこの契約の実施に当って故意又は過失によって「甲」又は、第三者に与える恐れがある損害（「甲」又は第三者の感電、点検に伴う機器の損傷、停電による業務の障害等）に対して十分な賠償能力を有すること。また、個人事業者において、他者に業務を応援させる場合には、その応援者についても同様とする。

8. 委託業務の内容等

(1) 保安管理業務の内容

「乙」は、「甲」の保安規程に基づいて業務を実施するものとし、その具体的実施基準は、別紙「保安管理業務の細目及び基準」によるものとする。

(2) 実施者の確認

「乙」は、点検等を行う際（但し緊急時を除く。）には、委託契約書等に明記されている電気管理技術者又は保安業務担当者等であることを示す身分証明書等により、本人であることを「甲」に明らかにすること。

(3) 再委託の禁止

「乙」は、契約した業務の全部又は一部を他の者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、真にやむを得ない理由があり、書面による甲の承諾を得たときは、この限りではない。

(4) 災害、事故その他非常時の場合における体制等

「乙」は、電気工作物の災害、事故その他非常の場合の連絡を24時間受け得ることができるよう、宿直体制があり、かつ、保安業務従事者を1時間以内に保安管理業務委託施設へ到着できる体制を明確化しておくこと。また、県下広域で同時に大規模な災害が発生した場合の対応について、南国市を含む近隣の市町村（高知市、香美市、香南市）に、常に10名以上の保安業務従事者を配置していることがわかる資料を提出すること。

(5) 情報の提供

電気機器メーカーからの不具合製品に関する情報を入手した場合は、速やかに情報提供を行い対応について協議すること。

また、同一業種における事故事例等を提供し、類似事故の再発防止を図ること。

(6) 絶縁監視装置

低圧電路の絶縁（漏電）を監視するために絶縁監視装置を設置する場合は、（50mA以下の漏電電流で感知し発報するもの）「乙」の責任において設置し、これを維持管理すること。

「乙」は、この装置により絶縁状態（漏電）を常時監視し、電路の絶縁不良（漏電が発生）を感知した場合には、「甲」に通知するとともに応急措置をとるものとする。

9. 安全管理

(1) 安全の確保

業務の実施にあたっては、労働安全衛生規則、電気事業法等の関連法規を遵守し安全の確保に努めなければならない。

(2) 単独作業の禁止

高圧回路の停電、送電操作作業、高圧近接作業、又は高所作業を行う等の危険を伴う場合は、安全確保のため、監視者において複数で作業を実施するよう努めること。

(3) 保護具、防護具の使用

「乙」は、高圧近接作業を行う場合は適正な絶縁用防護具、絶縁用保護具を使用しなければならない。（労働安全衛生規則第342、343条）

また、そのために必要な、適正な防護具、保護具を常備しなければならない。

「乙」は、防護具、保護具を定期的に(6ヶ月に1回以上)耐圧試験を実施し、その絶縁性能が維持されていることを確認しなければならない。(労働安全衛生規則第351条)

また、その記録は「甲」の求めがあったとき、直ちに開示しなければならない。

10. 機械器具の管理

(1) 機械器具の保有

「乙」は、業務に使用するために電気事業法施行規則第52条の2第1号ハ、第2号ロ、平成15年経済産業省告示249号第2条に規定された機械器具を保有しなければならない。

(2) 測定器の校正・誤差試験

「乙」が業務に使用する次の測定機器(継電器試験機、耐圧試験機に組み込まれた交流電圧計、電流計も含む。)は国家基準を満足した方法で校正・誤差試験を実施すること。

1) 絶縁抵抗計 2) 接地抵抗計

(3) 校正・誤差試験結果の記録等

前項の測定機器の校正・誤差試験の周期は1年未満とし、「乙」はその試験結果の記録を台帳管理するとともに、「甲」の求めがあったときは直ちに開示しなければならない。

合格品には校正試験合格シールを貼付し、その中に実施日を明示しなければならない。

11. 協力及び義務

(1) 「甲」は、「乙」が保安管理業務の実施にあたり、「甲」に指導した事項又は甲乙協議決定した事項については、速やかに必要な措置をとり、また「乙」が助言した事項については、「乙」の意見を尊重するものとする。

(2) 「乙」は、保安管理業務を誠実に行うものとする。

12. 連絡責任者及び発電所担当者

(1) 「甲」は、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のための巡視を行う者を定めるとともに、この契約の履行に関して「乙」と連絡する責任者(以下「連絡責任者」という。)及び発電所には発電所担当者を定めて、その氏名、連絡方法等を「乙」に通知するものとする。なお、需要設備の設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の場合、連絡責任者として電気工事士法に規定する第1種電気工事士の資格を有する者と同等以上の知識及び技能を有するものをあてるものとする。

(2) 「甲」は、前項の連絡責任者及び発電所担当者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者を定め、その氏名連絡方法等を乙に遅滞なく通知するものとする。

(3) 「甲」は、前各項に変更が生じた場合は、ただちに乙に通知するものとする。

(4) 「甲」は、連絡責任者及び発電所担当者又は代務者には、乙の行う保安管理業務に立ち会わせるものとする。

13. 通知義務

「甲」は、次の各号に定める事項を乙に通知するものとする。

(1) 電気事故その他電気工作物に異常が発生又は発生のおそれがある場合

(2) 経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長が電気関係法令に基づいて検査を行う場合

(3) 低圧電路の絶縁状態を監視する装置(以下「絶縁監視装置」といいます。)の電話連絡方式を設置しているものにあつては、絶縁監視装置が警報を発した場合

(4) 電気工作物の設置又は変更の工事を計画する場合、施工する場合及び工事が完成した場合

(5) 電気工作物に接近して作業を行う場合

(6) 責任分界点又は需要設備構内(使用区域)を変更する場合

(7) 電気の保安に関する組織を変更する場合

(8) 代表者、委託者又は事業場の名称及び所在地(地名表示)に変更があつた場合

(9) 相続等により契約に基づく権利義務の承継があつた場合

(10) 本契約を履行するうえで、その他必要な場合

14. 保安教育

「甲」の従業員に対して行う電気工作物の保安に関する必要な事項について、講習会開催の要請を「甲」から受けた場合「乙」は講習会を開催すること。

15. 中国四国産業保安監督部長への申請、届出

「乙」は、契約締結後速やかに中国四国産業保安監督部長へ申請、届出する保安管理業務外部委託承認申請書、保安規程届出書の作成、及び提出手続きに関する助言を行うものとする。

(電気事業法第42条第1、2項、電気事業法施行規則第52条第2項)

ただし、「乙」が引き続き前年と同一の者である場合はこの申請、届出は必要のないものとする。

上記の申請が1ヶ月以内に承認を得られなかった場合、又は取り消しになった場合、「甲」はこの契約を一方的に解除できるものとする。

16. 記録の保存

「乙」が実施し報告した保安管理業務の結果の記録等は、「甲」の確認後、甲乙双方において3年間保存するものとする。ただし、3年を超える周期で行う点検の記録等にあつては、次回の点検が終了するまで保存するものとする。

17. 特記事項

a. 請負代金の支払い

請負代金の支払いは、高知工業高等専門学校総務課より業務完了後、1月ごとに支払う。

b. 業務種別

業務種別は「保守・点検」

周期は1ヶ月に1回を適用とする。

保安管理業務の細目及び基準

1. 保安管理業務の内容

(1) 乙が受託して実施する保安管理業務は次によるものとする。

① 定例の保安管理業務は次によるものとする。

- a. 定期的な点検、測定及び試験（具体的基準は、別表第1「点検、測定及び試験の基準」による。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）の規定に適合しない事項又は適合しないおそれがあるときは、とるべき措置について甲に報告するものとする。
- b. 電気事故その他電気工作物に異常が発生し又は発生するおそれがある場合において、原因の究明に協力し、応急措置を指導するとともに、必要により臨時点検を実施し、再発防止につきとるべき措置を報告するものとする。
- c. 電気事業法第107条第3項に規定する立入検査の立ち会いを行うものとする。

② 定例以外の保安管理業務は次によるものとし、甲の要求に基づき必要の都度行うこととする。

- a. 電気工作物の工事、維持及び運用に関する経済産業大臣又は中国四国産業保安監督部長への報告、届出書類及び図面等について、その作成及び手続きの助言を行うものとする。
- b. 電気工作物の設置又は変更の工事について、設計の審査及び竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告するものとする。
- c. 電気工作物の設置又は変更の工事について、甲の通知を受けて工事期間中の点検を毎週1回行い、必要に応じそのとるべき措置について甲に報告するものとする。

ただし、内燃力発電所、ガスタービン発電所、太陽電池発電所及び風力発電所については、経済産業省告示第249号第4条の規定により点検は行わないものとする。

(2) 次の①～④のいずれかに該当する電気工作物については、甲は点検、測定及び試験の全部又は一部を、電気工事業者、電気機器製造業者等に依頼して行うものとする。これに関し、甲の求めに応じ乙は助言を行うこととする。

① 設備の特殊性のため、専門の知識及び技術を有する者でなければ点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のaからfまでのいずれかに該当する自家用電気工作物）

- a. 建築基準法（昭和25年法律第201号）第12条第3項の規定に基づき、一級建築士等の検査を要する建築設備
- b. 消防法（昭和23年法律第186号）第17条の3の3の規定に基づき、消防設備士免状の交付を受けている者等の点検を要する消防用設備等又は特殊消防用設備等
- c. 労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第45条第2項の規定に基づき、検査業者等の検査を要することとなる機械
- d. 機器の精度等の観点から専門の知識及び技術を有する者による調整を要する機器（医療用機器、オートメーション化された工作機械群等）
- e. 内部点検のための分解、組立に特殊な技術を要する機器（密閉型防爆構造機器等）
- f. 壁の中、密閉された天井裏、固定ボルトで固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線及び機器等

② 設置場所の特殊性のため、乙が点検を行うことが困難な自家用電気工作物（例えば、次のaからfまでのいずれかの場所に設置される自家用電気工作物）

- a. 高所にある配線、機器等及び稼働中の機器又はその付近の配線、機器等で点検を行うことが危険を伴う場合（広告塔、照明塔、回転機器等）
- b. 立入に危険を伴う場所（酸素欠乏危険場所、有毒ガス発生場所、高所での危険作業を伴う場所、放射線管理区域等）
- c. 情報管理のため立入が制限される場所（機密文書保管室、研究室、金庫室、電算室等）
- d. 衛生管理のため立入が制限される場所（手術室、無菌室、新生児室、クリーンルーム等）
- e. 機密管理のため立入が制限される場所（独居房等）
- f. 立入に専門家による特殊な作業を要する場所（密閉場所等）

③ 事業場外で使用されている可搬型機器である自家用電気工作物

④ 発電設備のうち電気設備以外である自家用電気工作物

(3) 乙は、上記(1)及び(2)の点検の他、甲の日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合には、保安業務担当者等の観点から点検を行うものとする。

2. 絶縁監視装置の警報発生時の処置

(1) 乙は、電気工作物に設置した絶縁監視装置から次の警報を直接又は甲を通じて受けた場合、警報の発生の原因を調査し、再発防止につきとるべき措置を行うものとする。

- a. 警報動作電流50ミリアンペア以上の漏えい電流が発生している旨の警報（以下「漏えい警報」といいます。）を連続して5分以上受信した場合
- b. 5分未満の漏えい警報を繰り返し受信した場合

(2) 乙は、警報発生時の受信の記録を3年間保存するものとする。

点検、測定及び試験の基準

設備	点検項目	点検の種類			工事期間中の点検 臨時点検		
		定期点検					
		月次点検	年次点検				
		停電	無停電				
受	区分開閉器	外観点検	○	○	○	必要の都度	
		絶縁抵抗測定		○	※1○		
		継電器の動作試験		○	※2○		
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○		
		開閉器と継電器の連動試験		※3○	※3○		
引込線、支持物、ケーブル等	外観点検	○	○	○			
	絶縁抵抗測定		○	※1○			
断路器	外観点検	○	○	○			
	絶縁抵抗測定		○	※1○			
電力用ヒューズ	外観点検	○	○	○			
	絶縁抵抗測定		○	※1○			
変	遮断器、負荷開閉器	外観点検	○	○	○		
		絶縁抵抗測定		○	※1○		
		内部点検		1回/6年			
		絶縁油酸価測定		上記結果により			
		〃 耐圧試験		必要の都度			
		継電器の動作特性試験		※3○	※3○		
電	遮断器、開閉器と継電器の連動試験			※3○	※3○		
		変圧器	外観点検	○	○		○
		絶縁抵抗測定		○	※1○		
		漏えい電流測定	○				
		内部点検		1回/6年			
		絶縁油酸価測定		上記結果により			
設	コンデンサ、リアクトル	〃 耐圧試験		必要の都度			
		外観点検	○	○	○		
		絶縁抵抗測定		○	※1○		
		計器用変成器、零相変流器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	※1○		
		避雷器	外観点検	○	○	○	
備	母線等	絶縁抵抗測定		○	※1○		
		外観点検	○	○	○		
その他の高圧機器	外観点検	○	○	○			
	絶縁抵抗測定		○	※1○			
受・配電盤	配電盤、制御回路	外観点検	○	○	○		
		電圧、電流測定	○				
		絶縁抵抗測定		○	※1○		
		計器校正試験		必要の都度			
絶縁監視装置	外観点検	○	○	○			
	許容誤差試験（伝送試験を含む）		○	○			
接地工事	接地線、保護管等	外観点検	○	○	○		
		接地抵抗測定		※4○	※4○		
構造物	受変電室建屋、キュービクル式受変電設備の金属製外箱等（発電設備含む）	外観点検	○	○	○		

設 備		点 検 項 目	点 検 の 種 別			工事期間中の点検 臨 時 点 検
			定 期 点 検			
			月次点検	年次点検		
停 電	無 停 電					
配電 設備	電線路	外観点検	○	○	○	必要の都度
		絶縁抵抗測定		※5	○	
負 荷	低圧機器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
設 備	低圧配線、制御配線	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
設 備	開閉器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
設 備	遮断器	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
非 常 用 予 備 発 電 装 置	原動機、始動装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験	○	○	○	
	発電機	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
	遮断器、開閉器、配電盤、 制御装置等	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		※5	○	
		内部点検		1回/6年		
		絶縁油酸価測定		上記結果により		
		// 耐圧試験		必要の都度		
継電器の動作特性試験		※3,6	○			
蓄 電 池 設 備	蓄電池 (原動機始動用を含み、開放した 場所にあるものに限る。)	外観点検	○	○	○	
		電圧測定		○	○	
		比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	充電装置及び付属装置	外観点検	○	○	○	
	絶縁抵抗測定		※5	○		
発 電 設 備	原動機、風車及び付属装置	外観点検	○	○	○	
		始動・停止試験		○	○	
	始動装置（蓄電池、充電装置等）	外観点検	○	○	○	
		絶縁抵抗測定		○	○	
		電圧測定		○	○	
		比重測定		○	○	
		液温測定		○	○	
	太 陽 電 池 、 発 電 機 、 燃 料 電 池	外観点検	○	○	○	
		発電電圧、周波数（回転数）の測定	○			
		絶縁抵抗測定		※7	○	
遮断器、開閉器、変圧器等	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		○	○		
	漏えい電流測定	○				
	内部点検		1回/6年			
	絶縁油酸価測定		上記結果により			
// 耐圧試験		必要の都度				
直 交 変 換 装 置 、 配 電 盤 、 制 御 装 置 等	外観点検	○	○	○		
	絶縁抵抗測定		※7	○		
	電圧、電流測定	○				
	継電器の動作特性試験		※3,6,8	○		
	計器校正試験		必要の都度			

- 注1. ○印は、各点検項目の該当項目を示し、設備のある場合に適用する。
2. 月次点検は、設備ごとに外観点検を行うものとする。
外観点検とは、設備が運転中の状態において目視（必要に応じ携帯計器の使用を含む。）により次の点検項目を行うこととする。
 - a. 電気工作物の異音、異臭、損傷、汚損等の有無
 - b. 電線と他物との離隔距離の適否
 - c. 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無
 - d. 接地線等の保安装置の取付け状態
 3. 年次点検は、主として停電により設備を停止状態にして年1回点検を行うものとする。ただし、信頼性が高く、かつ、各点検項目と同等と認められる点検が1年に1回以上行われる機器については、3年に2回以内の範囲において停電をしない状態で年次点検（無停電年次点検）を行うこととする。
 4. 工事期間中の点検は、外観点検を行います。臨時点検は、必要に応じ外観点検及び年次点検に準じて行うこととする。
 5. 絶縁油の酸価測定及び耐圧試験は、過熱・変色、汚損等の異常がない場合、又はPCB油混入のおそれがある場合、全部又は一部を省略することがあります。
 6. 変圧器の二次側より配電盤の主開閉器電源側の絶縁抵抗測定は、漏えい電流測定に替えてもよいこととする。
 7. 変圧器、電力用コンデンサー、計器用変成器、リアクトル、放電コイル、電圧調整器、整流器、開閉器、遮断器、中性点抵抗器、避雷器及びOFケーブルにおいて「ポリ塩化ビフェニルを含有する絶縁油を使用する電気工作物等の使用及び廃止の状況の把握並びに適正な管理に関する標準実施要領（内規）」に掲げる高濃度ポリ塩化ビフェニル含有電気工作物に該当しているかの確認を年次点検時に行うこととする。ただし、これまでに記録等で確認している機器については、その内容をもって確認したものとする。
 8. ※を付した項目は、次のとおりとする。
 - ※1 部分放電測定及び温度測定に替えてもよいこととする。
 - ※2 継電器の単体試験（押し釦テスト）及び制御回路試験とする。
 - ※3 3年に2回以内の範囲で、過去の試験・測定結果、経年的評価及び月次点検時の点検結果等により正常であることを確認し試験に替えてもよいこととする。
 - ※4 過去の実績により、その全部又は一部を省略してもよいこととする。
 - ※5 絶縁監視装置の動作状況、過去の測定実績等を検討し、絶縁状態が良好と判断される場合は、測定周期を延長してもよいこととする。
 - ※6 発電機筐体に組み込まれた継電器の動作特性試験は、その全部又は一部を省略してもよいこととする。
 - ※7 開閉器の施設状況又は製造者との協議により、その全部又は一部を省略してもよいこととする。
 - ※8 発電設備に設置する系統連系保護装置については、単独運転検出機能の動作確認に替えてもよいこととする。

別紙「付表」

事業場名	事業場の所在地	受電種別	使用(併用)期間	再使用前点検月	点検回数	絶監装置の設置	無停電年次点検	設備容量		予備発電容量		発電所容量			
								常時(上段) 季節(下段)		kVA	kV	kVA	kV	kVA	kV
								kVA	kV						
高知工業高等専門学校(校舎)	高知県南国市物部乙200番1	常時			1/2	○	○	1200 —	6.6 —	—	—	40	0.2		
高知工業高等専門学校(寄宿舎)	高知県南国市物部乙200番2	常時			1/2	○	○	475 —	6.6 —	—	—	—	—		

注) 1.点検回数欄においては、「1/1」は毎月1回点検、「1/2」は隔月1回点検、「1/3」は3カ月に1回点検とする。
 2.発電所設備について、太陽電池発電所は毎年2回とする。

別紙 3

請負契約書 (案)

請負件名 高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式

請負代金額 金 , , 円 (うち消費税及び地方消費税額 , 円)
月額 , 円 (うち消費税及び地方消費税額 , 円)

上記消費税額は、消費税法第 28 条第 1 項及び第 29 条並びに地方税法第 72 条の 82 及び第 72 条の 83 の規定に基づき、代金額に 110 分の 10 を乗じて得た額である。

発注者独立行政法人国立高等専門学校機構高知工業高等専門学校契約担当役事務部長竹島隆文と受注者との間において、上記の請負(以下「請負」という。)について、上記の請負代金額で次の条項により請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

- 第 1 条 受注者は、別紙の仕様書に基づいて業務を行うものとする。
- 第 2 条 受注者は、受託業務を第三者に再委託してはならない。
- 第 3 条 請負の履行期間は、令和 3 年 4 月 1 日から令和 6 年 3 月 31 日までとする。
- 第 4 条 受注者は、業務をおこなった都度、発注者に報告書を提出するものとする。
- 第 5 条 請負代金は、毎月払いとして、1 ヶ月当たりの代金を支払うものとする。
- 第 6 条 請負代金は、業務完了後、適正な請求書を受領した日から 60 日以内に支払うものとする。
- 第 7 条 請負代金の請求書は、高知工業高等専門学校総務課施設係に送付するものとする。
- 第 8 条 契約保証金は、免除する。
- 第 9 条 受注者は、業務中において、その責に帰すべき事由により、建物又は器物等に損害を与えたときは、その責を負うものとする。
- 第 10 条 受注者は、この契約に関して、次の各号の一つに該当するときは、契約金額の 10 分の 1 に相当する額を違約金として発注者が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 3 条又は第 19 条の規定に違反し、又は受注者が構成員である事業者団体が同法第 8 条第 1 号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者又は受注者が構成員である事業者団体に対して、同法第 49 条第 1 項に規定する排除措置命令又は同法第 50 条第 1 項に規定する納付命令を行い、当該命令又は同法第 66 条第 4 項の審決が確定したとき。ただし、受注者が同法第 19 条の規定に違反した場合であって当該違反行為が同法第 2 条第 9 項の規定に基づく不正な取引方法（昭和 57 年公正取引委員会告示第 15 号）第 6 項に規定する不当廉売の場合など発注者に金銭的損害が生じない行為として、受注者がこれを証明し、その証明を発注者が認めたときは、この限りでない。
 - 二 公正取引委員会が、受注者に対して独占禁止法第 7 条の 2 第 18 項又は第 21 項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 三 受注者（受注者が法人の場合であっては、その役員又は使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 3 又は独占禁止法第 89 条第 1 項若しくは第 95 条第 1 項第 1 号の規定による刑が確定したとき。
- 2 前項の規定は、発注者に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、発注者がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。
- 3 受注者は、この契約に関して、第 1 項の各号の一つに該当することとなった場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を発注者に提出しなければならない。
- 第 11 条 発注者は、受注者が前条各号のいずれかに該当したときは、契約を解除することができる。
- 第 12 条 受注者は、この契約を解除しようとするときは、1 ヶ月前に発注者に通知し、発注者の承認を得るものとする。
- 第 13 条 この契約について必要な細目は、独立行政法人国立高等専門学校機構が定めた契約事務取扱

規則によるものとする。

第 14 条 この契約に定めのない事項について、これを定める必要がある場合は、発注者・受注者間において協議して定めるものとする。

第 15 条 この契約において紛争が生じ、双方の協議により解決しないときの訴えの管轄は、高知工業高等専門学校所在地を管轄区域とする高知地方裁判所とする。

上記契約の成立を証するため、発注者・受注者は次に記名し、印を押すものとする。

なお、この契約書は 2 通作成し、双方で各 1 通を所持するものとする。

令和 3 年 月 日

発注者 高知県南国市物部乙 2 0 0 番 1
独立行政法人国立高等専門学校機構
高知工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 竹島 隆文

受注者

別紙様式 1

入 札 書

請負の表示

高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式

入 札 金 額

金 円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

高知工業高等専門学校 御中

競争加入者

住 所

氏 名

印

入 札 書

請負の表示

高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式

入 札 金 額

金

円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

高知工業高等専門学校 御中

競争加入者

住 所

氏 名

代理人

Ⓜ

入 札 書

請負の表示

高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式

入 札 金 額

金

円也

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則を熟知し、仕様書に従って上記の請負を実施するものとして、入札に関する条件を承諾の上、上記の金額によって入札します。

令和 年 月 日

高知工業高等専門学校 御中

競争加入者

住 所

氏 名

復代理人

印

高知工業高等専門学校 御中

委任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

印

委任状

私は、下記の者を代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記は一切の権限を委任します。

記

事項名 令和3年3月11日高知工業高等専門学校において行われる
高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務一式の一般競争入札に関する件

受任者 (住所)
(法人名)
(役職・氏名)

- 委任事項
1. 入札及び見積りに関する件
 2. 契約締結に関する件
 3. 入札保証金及び契約保証金の納付並びに還付に関する件
 4. 契約物品の納入及び取下げに関する件
 5. 契約代金の請求及び受領に関する件
 6. 復代理人の選任に関する件
 7. その他契約に関する一切の権限

受任者使用印鑑



令和 年 月 日

高知工業高等専門学校 御中

委任者（住所）
（法人名）
（役職・氏名）

⑥

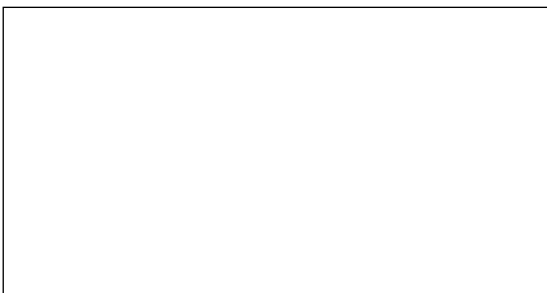
委任状

私は、.....を代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一
切の権限を委任します。

記

事項名 令和3年3月11日高知工業高等専門学校において行われる
高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式の一般競争入札に関する件

受任者使用印鑑



令和 年 月 日

高知工業高等専門学校 御中

委任者（住所）
（法人名）
（役職・氏名）

④

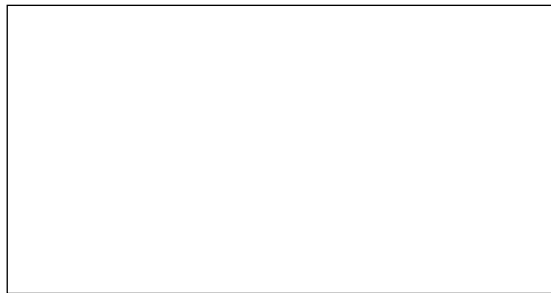
委任状

私は、.....を.....の復代理人と定め、貴校との間における下記の事項に関し、下記の一切の権限を委任します。

記

事項名 令和3年3月11日高知工業高等専門学校において行われる
高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式の一般競争入札に関する件

受任者使用印鑑



別紙様式3

競争参加資格に関する誓約書

令和 年 月 日

高知工業高等専門学校契約担当役
事務部長 竹島 隆文 殿

住 所
申請者 商号又は名称
代 表 者 ⑩

申請者は、令和3年2月17日付けで公告のあった「高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務一式」の入札に参加するものに必要な下記の資格を有していることを誓約します。

1. 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条の規定に該当しない者であること。
2. 入札説明書3.(2)に定める各号のいずれにも該当しない者であること。
(各号のいずれかに該当する場合には、その旨を契約担当役に申し入れること。)
3. 契約担当役から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
4. 契約担当役が入札説明書3.(18)に定める暴力団員等に関する者でないこと

運営管理体制 証明書

令和〇〇年〇〇月〇〇日

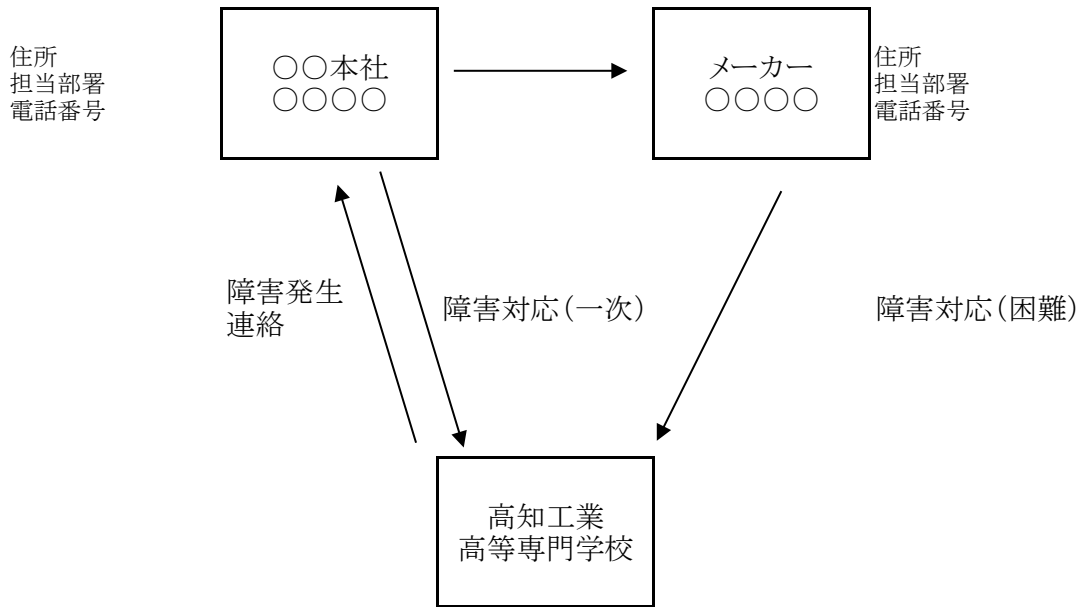
高知工業高等専門学校
契約担当役 事務部長 竹島 隆文 殿

(競争加入者)

住 所 〇〇県〇〇市〇〇〇
氏 名 〇〇〇〇株式会社
代表取締役 〇〇〇〇 印

弊社は、一般競争入札に関する高知工業高等専門学校公告(令和3年2月17日付け「高知工業高専自家用電気工作物保安管理業務 一式」)について、管理運営体制を下記のとおり整備し、万全を期していますことを証明いたします。

記



独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第34号

制定 平成16年4月1日

一部改正 平成20年12月24日

一部改正 平成29年3月31日

目次

- 第1章 総則（第1条－第16条）
 - 第2章 予算（第17条－第19条）
 - 第3章 出納取引（第20条－第30条）
 - 第4章 資産管理（第31条）
 - 第5章 契約（第32条－第42条）
 - 第6章 決算（第43条－第44条）
 - 第7章 内部監査及び責任（第45条－第46条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）の財務及び会計に関する基準を定め、業務の適正かつ効率的な実施を図るとともに、財政状態及び運営状況を明らかにすることを目的とする。

（適用）

第2条 機構の財務及び会計に関しては、独立行政法人通則法（平成11年法律第103号。以下「通則法」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成15年法律第113号。以下「法」という。）、独立行政法人国立高等専門学校機構に関する省令（平成15年文部科学省令第58号。以下「省令」という。）、その他独立行政法人の財務及び会計に関し適用又は準用される法令等の規定によるほか、この規則の定めるところによる。

（年度所属区分）

第3条 機構の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

- 2 機構の資産、負債及び資本の増減並びに収益及び費用は、その原因となる事実の発生した日の属する年度により所属する年度を区分することとする。ただし、その日を決定することが困難な場合は、その原因となる事実を確認した日の属する年度によるものとする。

(会計単位)

第4条 機構においては、独立行政法人国立高等専門学校機構本部（以下「本部」という。）及び各国立高等専門学校（以下「各学校」という。）を会計単位とする。

2 本部は、本部及び各学校の会計並びに機構全体の会計を行い、各学校はそれぞれの会計を行うものとする。

(会計事務の総括)

第5条 理事長は、機構の会計事務を総括するものとする。

(権限の委任)

第6条 前条に定める理事長の権限の一部を、各学校の校長に委任することができるものとする。

(勘定科目)

第7条 機構の会計においては、別に定める勘定科目に従って整理するものとする。

(会計機関)

第8条 本部及び各学校は、次の各号に掲げる会計機関を設置するものとする。

- 一 契約担当役
- 二 出納命令役
- 三 出納役
- 四 資金前渡役

2 前項に規定する会計機関のほか、事務の範囲を定めて分任会計機関を設けることができる。

3 前二項に定める会計機関は、理事長が任免する。

4 理事長は、会計機関に事故があるとき又は必要と認めるときは、会計機関の職務を他の役員又は職員に代理させることができる。

5 この規則のうち、第1項各号に掲げる会計機関について規定した条項は、第2項及び第4項に規定する会計機関について準用する。

6 第1項、第2項及び第4項に規定する会計機関及び代理については、別に定める。

(会計機関の代理)

第9条 前条第4項の規定により会計機関の事務を代理する必要がある場合は、次の各号の一に掲げるとおりとする。

- 一 会計機関の事務を担当する者が事故等により欠けた場合
- 二 会計機関の事務を担当する者が出張、休暇、欠勤その他特別な理由により長期間その職務を行うことができないと認められる場合
- 三 会計機関の事務を担当する者が休職又は停職を命ぜられた場合

2 会計機関の事務を代理する者は、当該会計機関の事務を実施したときは、事後にその

事務内容を当該事務を担当する者に報告しなければならない。

(会計機関の職務)

第10条 契約担当役は、契約その他収入及び支出の原因となる行為を担当する。

2 出納命令役は、収入又は支出の調査決定、債務者に対する納入の請求、現金、預金、貯金及びその他有価証券の管理、出納役に対する現金、預金、貯金及び有価証券の出納命令並びに帳簿その他別に定める証拠書類の保存に関する事務を担当する。

3 出納役は、出納命令役の命令に基づく現金、預金、貯金及び有価証券の出納、資産の保管に関する事務を担当する。

4 理事長は、前項に規定する出納役の職務について必要と認めるときは出納員を、その責任を明らかにして命ずることができる。

5 資金前渡役は、前渡資金の範囲内（外国で支払う経費、その他理事長が認めた経費）における契約及び前渡資金の支出金の支払に関する事務を担当する。

(会計機関の補助者)

第11条 理事長は、第8条に規定する会計機関（出納役を除く）の職務について必要と認めるときは、別に定めるところにより、その責任を明らかにして補助者を命ずることができる。

(会計機関の兼務禁止)

第12条 会計機関のうち、出納命令役と出納役又は資金前渡役は兼務することができない。

(帳簿)

第13条 本部及び各学校は、総勘定元帳及び別に定める補助簿を備え、所要の事項を整然かつ明瞭に記録し、これを保存するものとする。

2 帳簿の記録及び保存については、電子媒体によることができる。

(帳簿の管理)

第14条 出納命令役は、総勘定元帳及び補助簿における関係勘定科目の現在残高を常に一致させ、帳簿の管理に万全を期さなければならない。

(伝票)

第15条 機構の資産、負債及び資本の増減並びに収益及び費用の発生に関する取引については、伝票を作成し、これにより記録及び整理するものとする。

2 伝票に関する証拠書類は、原則として、発行された伝票に添付して整理・保存するものとする。

(記録の保存期間)

第16条 帳簿及び伝票の様式並びに保存期間については、別に定めるものとする。

第2章 予算

(予算実施計画の作成)

- 第17条** 理事長は、毎事業年度開始前に通則法第31条第1項に定める年度計画に基づいて、予算実施計画を作成し、これに基づいて収入及び支出を管理しなければならない。
- 2 理事長は、機構の効率的、効果的な運営に常に配慮するものとする。

(予算実施計画の通知)

- 第18条** 理事長は、前条で作成した予算実施計画に基づく予算額を契約担当役及び出納命令役に通知するものとする。

(予算の執行)

- 第19条** 機構は、年度計画に基づいて、効率的、効果的かつ適正な予算の執行を図るものとする。
- 2 契約担当役は、予算差引を把握するものとする。
- 3 第8条第2項の規定に基づき、分任会計機関を設けたとき契約担当役は、その事務の遂行に必要と認める予算を分任契約担当役に分配するものとする。
- 4 予算に関する諸手続は、別に定める。

第3章 出納取引

(取引金融機関)

- 第20条** 取引金融機関は、理事長が指定するものとする。
- 2 取引金融機関に預金口座又は貯金口座を設ける場合は、出納命令役名義により行うものとする。

(収入)

- 第21条** 出納命令役は、収入金を収納しようとするときは、収入の内容を調査決定するとともに、債務者に対して納付すべき金額、期限及び場所を明らかにし、納入の請求をしなければならない。ただし、業務上直ちに収入金の収納を必要とするときは、収入金の収納後においてその内容を調査決定することができる。
- 2 出納命令役は、前項の規定に基づき債務者に対して納入の請求をしたときは、出納役に対して収納命令を発しなければならない。
- 3 出納役は、前項の規定による収納命令に基づき収入金を収納するものとする。ただし、業務上直ちに収入金の収納を必要とするときは、収納命令前に収納することができる。

(収納)

第22条 出納役は、現金、金融機関における口座振替又は口座振込のほか、次の各号に掲げる小切手又は証書をもって収入金を収納することができる。

- 一 小切手（理事長が別に指定するものに限る。）
- 二 郵便為替証書
- 三 郵便為替の支払証書

2 出納役は、収入金を収納したときは、領収証書を納入者に交付するものとする。この場合、出納役は遅延なくその旨を出納命令役に報告しなければならない。

（収入金の預入れ）

第23条 出納役は、収入金を収納したときは、原則として支払いに充てることなく、取引金融機関に預け入れなければならない。

（督促）

第24条 出納命令役は、別に定める納入期限までに払込みをしない債務者に対し、その払込みを督促し、収入の確保を図らなければならない。

（不良債権の処理）

第25条 出納命令役は、次の各号の一に該当する債権があるときは、理事長の承認を得てこれを不良債権として、貸倒損失の整理をすることができる。

- 一 債務履行期限を超過し、かつ、債務者の住所又は居所が不明であるとき。
- 二 債権の取立てに要する費用が当該債権の金額より多額であると認められるとき。
- 三 強制執行後なお回収不能の残額があるとき。四その他債権の取立てが著しく困難であるとき。

（支出）

第26条 出納命令役は、支出金の支払いをするときは、支出の内容を調査決定するとともに、出納役に対して支払いの命令を発しなければならない。

2 出納役は、前項の規定による支払い命令に基づき、支出金を支払うものとする。

（支払い）

第27条 出納役は、取引金融機関における口座振替、口座振込又は小切手の振出により支出金を支払うものとする。ただし、業務上特に必要があるときは、現金をもって支払うことができるものとする。

2 出納役は、支出金の支払いを行ったときは、その支払いを証明する領収証書又はその他の証拠書類を徴しなければならない。ただし、取引金融機関における口座振込の場合は、振込依頼金融機関の振込通知書をもってこれに代えることができるものとする。

（資金の前渡等）

第27条の2 業務上、必要がある場合は、別に定めるところにより、役員又は教職員に対し、資金を前渡しすることができるものとする。

(前払い)

第28条 出納命令役は、次の各号に掲げる経費について、前払いさせることができる。

- 一 外国から購入する物品の代価（購入契約に係る物品を当該契約の相手方が、外国から直接購入しなければならない場合におけるこれらの物の代価を含む。）
- 二 定期刊行物の代価及び日本放送協会に支払う受信料
- 三 土地、建物その他の財産の賃借料及び保険料
- 四 運賃
- 五 官公署、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人等に支払う経費
- 六 研究又は調査の受託者に支払う経費
- 七 研修又は講習を実施する者に支払う経費
- 八 諸謝金
- 九 電話、電気、ガス及び水道の引込工事費及び料金
- 十 負担金
- 十一 工事請負代金及び物品製造の代金

2 前項に掲げる経費のほか、理事長が経費の性質上又は業務運営上必要があると認めた場合には、前払いをすることができるものとする。

(仮払い)

第29条 出納命令役は、次の各号に掲げる経費について、仮払いさせることができる。

- 一 旅費
- 二 官公署、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人等に支払う経費
- 三 委託費
- 四 負担金
- 五 前渡資金

2 前項に掲げる経費のほか、理事長が経費の性質上又は業務運営上必要があると認めた場合には、仮払いをすることができるものとする。

(資金運用)

第30条 理事長は、余裕金の運用をするときは、通則法第47条に規定するところにより、業務の執行に支障のない範囲内で余裕金を効率的に運用することができるものとする。

2 出納命令役は、有価証券の取得、売却等については、出納役の管理のもと、理事長の承認を得なければならないものとする。

3 有価証券の保管にあたっては、原則として、取引金融機関への保護預かりとしなければならないものとする。

第4章 資産管理

(固定資産の管理)

第31条 固定資産は、有形固定資産、無形固定資産、その他の資産とする。

- 一 有形固定資産は、建物、構築物、機械装置、船舶、車両運搬具、工具器具備品で取得価格が50万円以上かつ耐用年数が1年以上のもの、土地、建設仮勘定及びその他これらに準ずるものとする。
 - 二 無形固定資産は、特許権、借地権、その他これらに準ずるものとする。
 - 三 その他の資産は、敷金、保証金その他これらに準ずるものとする。
- 2 固定資産の管理、その他必要な事項については、別に定めるものとする。また、有形固定資産として計上しなかった財産のうち、固定資産に準じて取扱うべきものについても同様とする。
- 3 固定資産は、その増減及び異動を帳簿によって物件別に管理するものとする。

第5章 契約

(一般競争契約)

第32条 契約担当役及び資金前渡役（以下「契約担当役等」という。）は、売買、賃借、請負、その他の契約を締結する場合は、原則として公告して申込みをさせることにより競争に付さなければならない。

- 2 前項の競争に加わろうとする者に必要な資格及び同項の公告の方法その他競争についての必要な事項は、別に定めるものとする。

(指名競争契約)

第33条 契約担当役等は、契約が次の各号に該当する場合は、前条の規定にかかわらず、指名競争に付することができるものとする。

- 一 契約の性質又は目的により競争に加わる者が少数で一般競争に付する必要がないとき。
 - 二 一般競争に付することが不利と認められるとき。
- 2 業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、前条の規定にかかわらず指名競争に付することができるものとする。
- 3 指名競争について必要な事項は、別に定めるものとする。

(随意契約)

第34条 契約担当役等は、契約が次の各号に該当する場合は、前二条の規定にかかわらず、随意契約によることができるものとする。

- 一 契約の性質又は目的が競争を許さないとき。
 - 二 緊急を要する場合で、競争に付することができないとき。
 - 三 競争に付することが、不利と認められるとき。
 - 四 予定価格が別に定める基準額を超えないとき。
- 2 業務運営上必要がある場合その他別に定める場合においては、前二条の規定にかかわ

らず随意契約によることができるものとする。

3 随意契約について必要な事項は、別に定めるものとする。

(入札の原則)

第35条 第32条及び第33条の規定による競争は、別に定める入札の方法をもって行わなければならないものとする。

(予定価格)

第36条 契約担当役等は、契約を締結しようとするときは、あらかじめ契約に係る予定価格を作成しなければならない。ただし、契約の内容が軽易なもの又は契約の性質が予定価格の作成を要しないと認められるものについては、予定価格の作成を省略することができる。

(落札の方式)

第37条 契約担当役等は、競争に付する場合においては、契約の目的に応じ、予定価格の制限の範囲内で最高又は最低の価格をもって申込みをした者を契約の相手方とする。ただし、支払の原因となる契約のうち別に定める場合は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした他の者のうち最低の価格をもって申込みをした者を当該契約の相手方とすることができるものとする。

2 その性質又は目的から前項の規定により難しい契約については、価格及びその他の条件が機構にとって最も有利なものをもって申込みをした者を契約の相手方とすることができるものとする。

(契約書の作成)

第38条 契約担当役等は、競争により落札者を決定したとき、又は随意契約の相手方を決定したときは、契約の目的、契約金額、履行期限及び契約保証金に関する事項その他履行に関する必要な事項を記載した契約書を作成しなければならない。ただし、別に定める場合においては、これを省略することができるものとする。

(契約保証金及び入札保証金)

第39条 契約保証金及び入札保証金については、別に定めるものとする。

(監督)

第40条 契約担当役等は、工事又は製造その他の請負契約を締結したときは、自ら又は補助者に命じて、契約の適正な履行を確保するため必要な監督をしなければならない。

2 理事長は、特に必要があるときは、前項の監督を契約担当役等以外の教職員に行わせることができるものとする。

(検査)

第41条 契約担当役等は、前条の請負契約又は物件の買入その他の契約について、自ら

又は補助者に命じて、その受ける給付の完了の確認をするため必要な検査をしなければならない。

- 2 理事長は、特に必要があるときは、前項の検査を契約担当役等以外の教職員に行わせることができるものとする。
- 3 前二項の検査を行った者は、別に定める場合を除き、検査調書を作成しなければならない。
- 4 前項の検査調書を作成すべき場合においては、当該検査調書に基づかなければ、支払いをすることができないものとする。

(監督及び検査の委託)

第42条 理事長は、特に必要があるときは、第40条の監督及び第41条の検査を第三者に委託して行わせることができるものとする。

第6章 決算

(月次決算)

第43条 出納命令役は、毎月末日において総勘定元帳を締め切り、月次の財政状況を明らかにするため、合計残高試算表を作成し、翌月15日までに理事長に提出しなければならない。

(年度末決算)

第44条 年度末決算に際しては、当該年度末における資産・負債の残高並びに当該期間における損益に関し真正な数値を把握するための各帳簿の締め切りを行い、資産の評価、債権・債務の整理、その他決算整理を的確に行って、所定の手続きに従って決算数値を確定しなければならない。

- 2 理事長は、前項の整理を行った後、翌事業年度5月末日までに次の各号に掲げる書類を作成しなければならない。
 - 一 貸借対照表
 - 二 損益計算書
 - 三 キャッシュ・フロー計算書
 - 四 利益の処分又は損失の処理に関する書類
 - 五 行政サービス実施コスト計算書
 - 六 附属明細書
- 3 前項各号の書類の様式は、別に定めるものとする。

第7章 内部監査及び責任

(内部監査)

- 第45条** 理事長は、予算の執行及び会計処理の適正を期するため、必要と認めるときは、特に命令した教職員に内部監査を行わせるものとする。
- 2 内部監査について必要な事項は、別に定めるものとする。

(会計機関の義務及び責任)

- 第46条** 会計機関は、機構の財務及び会計に関し、適用又は準用される法令並びにこの規則に準拠し、かつ、予算で定めるところに従い善良な管理者の注意をもって、その職務を行わなければならない。
- 2 会計機関は、故意又は重大な過失により前項の規定に違反して、機構に損害を与えた場合は、その損害を弁償する責を負わなければならない。

附 則 (平成16年4月1日制定)

(施行期日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月24日一部改正)

(施行期日)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日一部改正)

(施行期日)

この規則は、平成29年3月31日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則

独立行政法人国立高等専門学校機構規則第41号

制定 平成16年4月1日

一部改正 平成18年 2月28日

一部改正 平成19年12月27日

一部改正 平成20年12月24日

一部改正 平成21年12月28日

一部改正 平成23年10月28日

一部改正 平成29年3月31日

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、独立行政法人国立高等専門学校機構会計規則（以下「会計規則」という。）に基づき、独立行政法人国立高等専門学校機構（以下「機構」という。）が締結する売買、貸借、工事若しくは製造の請負その他の契約に関する基本的事項を定め、もって、契約事務の適正かつ効率的な実施を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 機構における契約事務の取扱いについては、別に定めがある場合を除き、この規則の定めるところによる。

2 機構における契約の一般的約定事項については、文部科学省発注工事請負等契約規則（平成13年文部科学省訓令第22号）に規定する工事請負契約基準、製造請負契約基準及び物品供給契約基準に準ずる。ただし、製造請負契約基準第21第2項及び物品供給契約基準第6第2項は除く。

(会計機関に関する規定の準用)

第3条 この規則において、会計機関について規定した条項は会計機関の事務を代理する者について準用する。

第2章 競争参加者

(一般競争に参加させることができない者)

第4条 契約担当役及び資金前渡役（以下「契約担当役等」という。）は、会計規則第32条に規定する契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を一般競争に参加させることができない。

(一般競争に参加させないことができる者)

第5条 契約担当役等は、一般競争に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について3年以内の期間を定めて一般競争に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人として使用する者についても同様とする。

- 一 契約の履行に当たり故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
- 二 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し、若しくは不正な利益を得るために連合した者
- 三 落札者が契約を結ぶこと又は契約者が契約を履行することを妨げた者
- 四 監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げた者
- 五 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
- 六 前各号の一に該当する事実があった後2年を経過しない者を、契約の履行に当たり、代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 契約担当役等は、前項の規定に該当する者を入札の代理人として使用する者を競争に参加させないことができる。

(一般競争参加者の資格及び等級の格付け)

第6条 契約担当役等は、一般競争に加わろうとする者の資格について、物品の製造・販売等の競争参加に係るものについては、「競争参加者の資格に関する公示」により各省各庁の全調達機関において有効な統一資格を得た者を、建設工事及び設計・コンサルティング業務の競争参加に係るものについては、文部科学省における「競争参加者の資格に関する公示」により一般競争参加者の資格を得た者を、それぞれ機構における一般競争参加者の資格を有する者として認めるものとする。

2 契約担当役等は、一般競争に付そうとする場合において、競争の性質又は目的により、当該競争を適性かつ合理的に行うために必要があると認めるときは、前項の資格を有する社につき、さらに当該競争に参加する者に必要な資格を定め、その資格を有する者により当該競争を行わせることができる。

3 第1項の一般競争参加者の資格(契約の種類、競争に参加できる予定価格の範囲等による等級の格付け)により、一般競争を実施する場合において、その等級の資格を有する者の競争参加が僅少であるとき等は、当該資格の等級の1級上位若しくは2級上位又は1級下位若しくは2級下位の資格の等級に格付けされた業者を当該一般競争に加えることができるものとする。

4 指名競争の競争参加者の資格については、前3項を準用するものとする。

(指名基準)

第7条 契約担当役等は、前条の競争参加者の資格を有する者のうちから、競争に参加させる者を指名しようとするときは、指名基準(平成13年1月6日文部科学大臣決定)に準じ、次の各号に定める基準によるものとする。

- 一 契約の種類により、その適正な履行を図るため、資材の搬入、物件の納入場所等を考慮する必要があるとき。

- 二 特殊な工事，製造について実績がある者に行わせる必要があるとき。
- 三 特殊な技術，機械等を必要とする工事等を実施するとき。
- 四 不誠実な行為その他信用度の低下の有無を考慮する必要があるとき。
- 五 契約の性質又は目的により指名競争に付することが有利と認められるとき。

第3章 指名競争契約及び随意契約の適用基準

(会計規則第33条第1項第二号の規定に基づく指名競争契約の基準)

第8条 会計規則第33条第1項第二号に規定する場合は，次の一に該当する場合とする。

- 一 関係業者が通謀して一般競争の公正な執行を妨げることとなるおそれがあるとき。
- 二 特殊な構造の建築物等の工事若しくは製造又は特殊な品質の物件等の買入れであつて検査が著しく困難であるとき。
- 三 契約上の義務違反があつた場合に機構の事業に著しく支障をきたすおそれがあるとき。
- 四 工事の請負であつて，一般競争に付しても入札者がないとき又は再度の入札をしても落札者がないときで，かつ，予定価格が6,000万円を超えないとき。

第9条 削除

(会計規則第34条第1項第一号の規定に基づく随意契約の基準)

第10条 会計規則第34条第1項第一号に規定する場合は，次の一に該当する場合とする。

- 一 機構の行為を秘密にする必要があるとき。
- 二 運送又は保管をさせるとき。
- 三 独立行政法人国立高等専門学校機構業務方法書（平成16年文部科学大臣認可）第7条及び第8条の規定により業務を委託するとき。
- 四 特定の販売業者以外では販売することができない物件を買入れるとき。
- 五 外国で契約するとき。
- 六 官公署，特殊法人，独立行政法人及び国立大学法人と契約を締結するとき。
- 七 公共用，公用又は公益事業の用に供するため必要な物件を直接に公共団体又は事業者売り払い，貸し付け又は信託するとき。
- 八 その他特定の者以外では契約の目的を達成することができないとき。

(会計規則第34条第1項第二号の規定に基づく随意契約の基準)

第11条 会計規則第34条第1項第二号に規定する場合は，次の一に該当する場合とする。

- 一 機構に発生した予見しがたい不都合を解消するために必要な措置を行うとき。
- 二 その他契約担当役が緊急の必要があると認めたとき。

(会計規則第34条第1項第三号の規定に基づく随意契約の基準)

第12条 会計規則第34条第1項第三号に規定する場合は、次の一に該当する場合とする。

- 一 現に契約履行中の工事、製造又は物件の買入に直接関連する契約を現に履行中の契約者以外の者に履行させることが不利であるとき。
- 二 随意契約による時は時価に比べて著しく有利な価格をもって契約することができる見込みがあるとき。
- 三 買入を必要とする物件が多量であつて分割して買入なければ売り惜しみその他の理由によりその価格を騰貴させるおそれがあるとき。
- 四 急速に契約をしなければ、契約をする機会を失い、又は著しく不利な価格をもって契約をしなければならないこととなるおそれがあるとき。
- 五 物件の改造又は修理を当該物件の製造業者又は納入者以外の者に施工させることが困難又は不利であるとき。

(会計規則第34条第1項第四号の規定に基づく随意契約の基準)

第13条 会計規則第34条第1項第四号に規定する基準額は、次のとおりとする。

- 一 工事又は製造の請負契約で予定価格が250万円を超えないとき。
- 二 財産の買入契約で予定価格が160万円を超えないとき。
- 三 物件の借入契約で予定賃借料の年額又は総額が80万円を超えないとき。
- 四 財産の売払契約で予定価格が50万円を超えないとき。
- 五 物件の貸付契約で予定賃貸料の年額又は総額が30万円を超えないとき。
- 六 工事又は製造の請負、財産の売買及び物件の貸借以外の契約で予定価格が100万円を超えないとき。

(入札者がないとき等の随意契約)

第14条 契約担当役等は、競争に付しても入札者がないとき、又は再度の入札をしても落札者がないときは、随意契約によることができる。

- 2 契約担当役等は、落札者が契約を結ばないときは、その落札金額の制限内で随意契約によることができる。
- 3 前2項の場合においては、契約保証金及び履行期限を除くほか、最初競争に付するときに定めた条件を変更することができない。
- 4 第2項及び第3項の場合においては、予定価格又は落札金額を分割して計算することができる場合に限り、当該価格又は金額の制限内で数人に分割して契約することができる。

第4章 契約審査委員会

(契約審査委員会)

第15条 理事長及び校長（以下「理事長等」という。）は、別に定めるところにより契約

審査委員会（以下「審査委員会」という。）を置くものとする。

- 2 契約担当役は、必要があるときは、会計規則第37条第1項ただし書の適用の適否について審査委員会に意見を求めることができる。
- 3 審査委員会は、前項の意見を求められたときは、速やかに意見を取りまとめて契約担当役に通知するものとする。

第5章 予定価格及び見積書

（予定価格の作成及び決定方法）

第16条 契約担当役等は、競争入札に付する事項に関し、会計規則第36条による予定価格を作成するときは、当該事項に関する仕様書、設計書等によりその価格を定めなければならない。

- 2 前項の予定価格は、これを記載した書面を封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。
- 3 予定価格は、競争入札に付する事項の総額について定めなければならない。ただし、一定期間継続して行う製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約の場合においては、単価について定めることができる。
- 4 予定価格は、契約の目的となる物件又は役務について、取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多寡、履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。

（随意契約による予定価格等）

第17条 契約担当役等は、随意契約をしようとするときは、あらかじめ前条（第2項を除く。）に準じて、予定価格を定めなければならない。ただし、次に掲げる随意契約については、書面による予定価格の作成を省略し又は見積書の徴取を省略することができる。

- 一 法令に基づいて取引価格（料金）が定められていることその他特定の取引価格（料金）によらなければ契約をすることが不可能又は著しく困難であると認められるとき。
- 二 予定価格が100万円を超えないと見込まれる随意契約で、契約担当役等が書面による予定価格の作成を省略し又は見積書の徴取を省略しても支障がないと認められるとき。

（見積書の徴取）

第18条 契約担当役等は、随意契約によるろうとするときは、なるべく二人以上の者から見積書を徴取しなければならない。

第6章 競争入札の手續

（入札の公告等）

第19条 契約担当役等は、入札の方法により一般競争に付そうとするときは、その入札日

の前日から起算して少なくとも10日前に掲示、ホームページその他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合又は入札者若しくは落札者がいない場合等に再度入札の公告を行う場合は、その期間を5日まで短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、次に掲げる事項について行うものとする。

- 一 一般競争入札に付する事項
- 二 一般競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
- 三 契約条項を示す場所
- 四 一般競争入札を執行する場所及び日時
- 五 入札保証金に関する事項
- 六 その他必要な事項

3 契約担当役等は、第7条の基準に基づき指名した者に対し、前項第一号及び第三号から第五号に掲げる事項を第1項に準じて通知するものとする。

(入札保証金)

第20条 契約担当役等は、会計規則第32条及び第33条の規定による競争に付そうとする場合には、競争に参加しようとする者に現金又は確実と認められる有価証券をもって、その者の見積る契約金額の100分の5以上の保証金を納めさせなければならない。

2 前項の規定により納付された入札保証金のうち、落札者の納付に係るものは、その者が契約を結ばないときは、機構に帰属するものとする。

(入札保証金の免除)

第21条 契約担当役等は、次に掲げる場合においては、前条に規定する入札保証金の全部又は一部を免除することができる。

- 一 一般競争に参加しようとする者が保険会社との間に機構を被保険者とする入札保証保険契約を結んでいるとき。
- 二 第6条に規定する資格を有する者が契約を結ばないこととなるおそれがないと認められるとき。

(入札保証金の処理)

第22条 入札保証金は、落札者が決定した後に納付者に返還しなければならない。ただし、落札者の納付に係るものは、契約締結後に返還するものとする。

2 落札者の納付に係る入札保証金は、前項の規定にかかわらず、その者の申し出によりこれを契約保証金に充てることができる。

3 落札者の納付に係る入札保証金は、その者が契約を結ばないときは機構に帰属させるものとし、契約担当役等は、その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかななければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第23条 入札保証金の納付に代えることができる担保は、次のとおりとする。

- 一 国債

- 二 地方債
- 三 政府保証債
- 四 小切手（理事長が指定するものに限る。）
- 五 郵便為替証書
- 六 郵便振替の支払証書
- 七 その他契約担当役等が確実と認める債権

（入札の執行）

第24条 契約担当役等は、競争入札を執行しようとする場合は、次に掲げる事項を記載した入札書（以下「入札書」という。）を提出させなければならない。

- 一 請負に付される工事若しくは製造の表示又は供給物品名
 - 二 入札金額
 - 三 競争加入者本人の住所、氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）及び押印
 - 四 代理人が入札する場合は、競争加入者本人の住所及び氏名（法人の場合は、その名称又は商号及び代表者の氏名）、代理人であることの表示並びに当該代理人の氏名及び押印
- 2 契約担当役等は、あらかじめ、競争加入者（その代理人を含む。以下同じ。）に、入札書に記載する事項を訂正する場合には、当該訂正部分について競争加入者が印を押しておかなければならないことを知らせておかなければならない。
- 3 契約担当役等は、代理人が入札するときは、あらかじめ、競争加入者本人から代理委任状を提出させなければならない。
- 4 契約担当役等は、競争加入者に入札書を提出させるときは、当該入札書を封書に入れ密封させ、かつ、その封皮に氏名（法人の場合は、その名称又は商号）を明記させ、当該封書を入札執行の場所に提出させなければならない。

（入札の延期又は廃止等）

第25条 契約担当役等は、競争加入者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合で、競争入札を公正に執行することができない状況にあると認めるときは、当該競争加入者を入札に参加させず又は当該競争入札を延期し、若しくはこれを廃止することができる。

（入札場の自由入退場の禁止）

第26条 契約担当役等は、競争加入者及び入札執行事務に関係のある職員のほか、入札場に入場させてはならない。

- 2 契約担当役等は、特にやむを得ないと認められる事情がある場合のほか、競争加入者でいったん入場した者の退場を許してはならない。

（開札）

第27条 契約担当役等は、公告及び通知に示した競争執行の場所及び日時に、競争加入者を立ち合わせて開札をしなければならない。この場合において、競争加入者が立ち会わな

いときは、入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

(入札の無効等)

第28条 契約担当役等は、第19条に規定する公告において、当該公告に示した競争に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする旨を明らかにしなければならない。

2 契約担当役等は、前項に該当することにより無効とした入札については、開札に際して理由を明示して当該入札が無効である旨を競争加入者全員に知らせなければならない。

3 入札の総額をもって落札者を定めるときは、その内訳に誤りがあっても入札の効力を妨げない。また、入札の単価をもって落札者を定める場合において、その総額に誤りがあったときも同様とする。

(再度入札)

第29条 契約担当役等は、開札をした場合において、各人の入札のうち予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、直ちに再度の入札をすることができる。

2 前項の規定により再度の入札を行う場合は、予定価格その他の条件を変更してはならない。

(再度公告入札の公告期間)

第30条 契約担当役等は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合において、さらに入札に付そうとするときは、第19条の公告期間を5日までに短縮することができる。

(落札者の決定方法)

第31条 契約担当役等は、落札となるべき同価格の入札をした者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を定めなければならない。

2 契約担当役等は、前項の同価格の入札をした者のうち、出席しない者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係ない職員に、これに代わってくじを引かせなければならない。

(最低価格の入札者を落札者としなければならない契約)

第32条 会計規則第37条第1項ただし書に規定する機構の支出の原因となる契約は、予定価格が1,000万円を超える工事又は製造その他についての請負契約とする。

2 前項に規定する契約について、契約の相手方となるべき者の申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められる場合又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると著しく不相当であると認められる場合の基準は、次の各号の一に該当する場合とし、その場合にあつては最低価格の入札者を直ちに落札者としなければならないものとする。

一 工事の請負契約については、競争入札ごとに予定価格の10分の7から10分の9までの範囲内で予定価格算出の基礎となった直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一

般管理費等の額にそれぞれ契約担当役等が定める割合を乗じて得た額の合計額を下廻る入札価格であった場合

二 製造請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接材料費及び直接労賃を下廻る入札価格であった場合

三 その他の請負契約については、予定価格算出の基礎となった直接物品費及び直接人件費を下廻る入札価格であった場合

四 工事又は製造その他の請負契約で特別なものについては、前3号の規定にかかわらず、競争入札ごとに工事の請負契約の場合においては10分の7から10分の9までの範囲内で、製造その他の請負契約の場合においては2分の1から10分の8までの範囲内で契約担当役等が定める割合を当該競争の予定価格に乗じて得た額を下廻る入札価格であった場合

3 契約担当役等は、前項に該当することとなったときは、直ちに入札価格について調査しなければならない。

4 前項の調査結果については、審査委員会に提出し意見を求めることができる。

5 契約担当役等は、第3項の調査の結果又は前項の意見を聴いた結果、最低価格の入札者を落札者とすることが不適當であると判断した場合には、予定価格の範囲内において、次順位者を落札者とするものとする。

(総合評価落札方式)

第32条の2 契約担当役等は、次に掲げる場合においては、会計規則第37条第2項に定めるところにより、総合評価落札方式とすることができる。

一 国の機関による調達における総合評価落札方式について財務大臣と協議を整えた各省各庁の定め適用範囲に該当する調達案件であるとき

二 最低価格落札方式では十分に対応できない調達案件であるとき

第7章 契約の締結

(契約書の作成)

第33条 契約担当役等は、競争入札を執行し契約の相手方を決定したときは、契約の相手方として決定した日から原則として7日以内に契約書を作成しなければならない。

2 契約担当役等は、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに契約書を作成しなければならない。

(契約書の記載事項)

第34条 会計規則第38条のその他必要な事項は、次のとおりとする。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項は、除くものとする。

一 契約の履行場所

二 契約代金の支払又は受領の時期及び方法

三 監督及び検査

- 四 履行の遅滞その他債務の不履行の場合における損害金，違約金等
- 五 危険負担
- 六 かし担保責任
- 七 契約に関する紛争の解決方法
- 八 その他必要な事項

(契約書の省略)

第35条 会計規則第38条ただし書の規定により，契約書の作成を省略することができる場合は，次のとおりとする。

- 一 第6条第1項の資格を有する者による一般競争契約，指名競争契約又は随意契約で，契約金額が150万円（外国で契約するときは200万円）を超えない契約をする場合
- 二 せり売りに付する場合
- 三 物品の売払いで，買受人が代金を即納してその物品を引き取る場合
- 四 第一号に規定する以外の随意契約で，契約担当役が必要ないと認める場合

(請書等の徴取)

第36条 契約担当役等は，前条により契約書の作成を省略する場合においても，物品の単価契約又は継続的な履行を求める役務契約等，契約の相手方に継続的，反復的給付を求める契約については，契約の適正な履行を確保するため請書その他これに準ずる書面を徴するものとする。

(契約保証金)

第37条 契約担当役等は，契約の相手方に，現金又は確実に認められる有価証券をもって契約金額の100分の10以上の契約保証金を納めさせなければならない。

- 2 前項の規定により納付された契約保証金は，これを納付した者がその契約上の義務を履行しないときは，機構に帰属するものとする。ただし，損害の賠償又は違約金について契約で別段の定めをしたときは，その定めるところによるものとする。

なお，契約担当役等は，その旨を公告又は通知等をもってあらかじめ周知しておかなければならない。

- 3 契約保証金は，契約履行後に還付するものとする。

(契約保証金の免除)

第38条 契約担当役等は，前条に規定する契約保証金の全部又は一部を免除することができるときは，次の一に該当する場合とする。

- 一 契約の相手方が公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社と保証契約を結んでいるとき。
- 二 契約の相手方が保険会社との間に機構を被保険者とする履行保証保険契約を結んでいるとき。
- 三 契約の相手方から委託を受けた保険会社，銀行，農林中央金庫その他理事長等が認める金融機関と工事履行保証契約を結んでいるとき。

四 第6条に規定する資格を有する者により競争を行う場合又は随意契約による場合においてその必要がないと認められるとき。

(契約保証金の納付)

第39条 契約保証金は、競争により契約の相手方を決定したときは、契約の相手方が決定した日から原則として7日以内に納めさせるものとし、契約上の義務を履行した後に返還するものとする。ただし、随意契約により契約の相手方を決定したときは、直ちに納めさせるものとする。

(契約保証金に代わる担保)

第40条 第37条に規定する契約保証金の納付に代えることができる担保は、第23条の入札保証金に代わる担保に準ずるものとする。

(契約にかかる期間)

第40条の2 契約担当役等は、継続して行う財産の借入その他契約について、経済性を総合的に考慮した上で安定的な履行の確保、コストなどを勘案し、複数年での契約を行うことができる。

第8章 監督及び検査

(監督の方法)

第41条 会計規則第40条に規定する監督は、契約担当役等が、自ら又は補助者に命じて、立会い、指示しその他の適切な方法によって行わなければならない。

2 監督職員は、契約担当役等と緊密に連絡するとともに、契約担当役又は理事長等の要求に基づき、若しくは随時に監督の実施について報告しなければならない。

(検査の方法)

第42条 会計規則第41条に規定する検査は、契約書、仕様書、設計書その他関係書類に基づいて行わなければならない。

(契約担当役以外の職員等に監督又は検査を行わせる場合)

第43条 会計規則第40条第2項及び第41条第2項並びに第42条に規定する場合は、特に専門的な知識又は技能を必要とする等の場合とする。

2 理事長等は、前項の定めるところにより監督職員又は検査職員を任命したときは、契約担当役等にその旨並びに監督又は検査を行わせることとした職員の職名、氏名又は機構以外の者の氏名及び監督又は検査の事務の範囲を通知しなければならない。

(検査の一部省略)

第44条 検査職員は、契約の目的たる物件の給付の完了後相当の期間内に当該物件につ

き破損、変質、性能の低下その他事故が生じたときは、取替補修その他必要な措置を講ずる旨の特約があり、当該給付の内容が担保されると認められる物件に係る契約で、単価が20万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(検査調書の作成)

第45条 契約担当役又は理事長等から検査を命ぜられた補助者及び契約担当役等から検査を委託された者は、検査を完了した場合には、200万円以下の契約を除くほか検査調書を作成しなければならない。

(監督の職務と検査の職務の兼職禁止)

第46条 契約担当役から命じられて監督を行う者は、次の場合を除き検査を行う者と兼ねることができない。

- 一 特別な業務のため、監督の職務と検査の職務とを分離することが人的に困難である場合
- 二 契約の特殊性から双方の職務をそれぞれ独立して行う職員が得られない場合
- 三 その他理事長等が必要と認めた場合

第9章 契約の変更等

(契約の履行遅滞)

第47条 契約担当役等は、契約の相手方の責に帰すべき理由により契約の相手方が履行期限内に契約を履行しなかった場合において、機構の事業運営上著しく支障を来たさないと認められるときは、期間を限り契約を解除せずに契約の履行期限を猶予することができる。

この場合において、契約担当役等は、契約の相手方から損害金等を徴収しなければならない。

(不完全履行)

第48条 契約担当役等は、一応の履行がなされたが、その内容が契約の目的に適さない場合は、次の各号に基づき処理するものとする。

- 一 追完が不可能な場合は、損害賠償を請求し契約を解除する。
- 二 追完が可能な場合は、前条に準じ期間を定めて、完全な給付又は不完全な部分の補修を請求する（この請求に基づき追完した場合で、当該履行期限より遅れたときは、損害金等を徴収しなければならない。）
- 三 追完が可能な場合で契約の相手方が追完の請求に応じないときは、損害賠償を請求し契約を解除する。

(債務不履行の挙証責任)

第49条 契約の不履行については、契約の相手方が自らの責任でないことを証明しない

限り、契約の相手方に責任を負わせるものとする。(契約の相手方自身だけでなく履行の補助者についても同様とする。)

(契約変更等の制限)

第50条 契約担当役等は、契約が競争契約の場合には、原則として、当初入札時の契約条件の変更(軽微な事項を除く。)及び契約内容の追加をすることができない。

(契約金額の変更)

第51条 契約金額決定の前提となった諸条件に変動が生じた場合の契約金額の変更は、契約金額を変更できる旨を契約条項に定めておくことにより行うことができる。ただし、次の各号の一に該当する場合は、原則として、契約金額を変更しないものとする。

- 一 納期の変更をする場合(変更に伴う増額が軽微なものに限る。)
- 二 契約金額は増額する性質のものであるが契約の相手方から契約金額の範囲内で履行する旨の申し出があった場合

(値引受領)

第52条 契約担当役等は、契約の相手方が提供した契約の目的物に些少の不備がある場合であっても使用上支障がないと認めた場合は、契約金額を適正に値引きして目的物を引き取ることができる。

第10章 代価の収納、支払等

(代価の収納)

第53条 契約担当役等は、物件を貸し付け、使用させ、譲渡し又は交換する場合に徴収すべき代価がある場合は、その代価を前納させなければならない。ただし、官公署、特殊法人、公益法人、独立行政法人及び国立大学法人等に貸し付け等をする場合は、その代価を後納又は分納させることができる。

(代価の支払)

第54条 契約担当役等は、原則として、契約の相手方から適正な支払請求書を受領した日から60日以内に支払うことを約定しなければならない。

第11章 雑則

(雑則)

第55条 この規則に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附 則

(施行期日)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年2月28日一部改正)

この規則は、平成18年3月1日から施行し、この規則の施行後に締結された契約であつて、かつ、平成18年4月1日以後に履行されるものから適用する。

附 則 (平成19年12月27日一部改正)

この規則は、平成20年1月1日から施行する。

附 則 (平成20年12月24日一部改正)

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年12月28日一部改正)

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成23年10月28日一部改正)

この規則は、平成23年11月1日から施行する。

附 則 (平成29年3月31日一部改正)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成29年3月31日から施行し、平成28年10月1日から適用する。

お取引先各位

平成23年 7月 1 日
独立行政法人国立高等専門学校機構

独立行政法人の契約に係る情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約する場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めることとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することと致しますのでお知らせするとともに、当該情報の公表につき御理解のうえ、契約締結の際には、当方への所要の情報提供にご協力頂けますようお願い致します。

なお、所要の情報の提供及び情報の公表についてご協力を得られない場合はその旨を公表させて頂きましますので、予め了知の上、契約の締結にあたって頂けますようお願い申し上げます。

(1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 直近の事業年度における当機構との取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

(2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 直近の事業年度における総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
・ 3分の1以上2分の1未満 ・ 2分の1以上3分の2未満 ・ 3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) ご提供頂く情報

- ① 契約締結日時時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

以上